

白石市地域公共交通計画策定調査業務委託 仕様書（案）

1 業務委託名称

白石市地域公共交通計画策定調査業務委託

2 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。なお、白石市地域公共交通計画は、令和10年度から令和14年度の5カ年を想定している。

(1) 計画準備

受注者は、本業務の目的を十分考慮し、合理的に委託業務を遂行するため、実施方法、実施工程、業務実施体制等を記した業務計画書を作成し、白石市地域公共交通会議事務局（白石市市民経済部まちづくり推進課）へ提出のうえ、十分な打ち合わせを行うこと。

(2) 地域交通に関する現状分析（令和8年度時点）

後述(3)～(5)を踏まえ、下記需要と供給を参考項目とし、令和8年度時点の需給バランス等の現状分析を行うこと。

● 需要：

- 本市の人口（地区ごとの人口や性年代等）
- 市民及び観光客の移動の実態（公共交通と自家用車の利用割合等）
- 公共交通利用者の分析（利用者層、利用頻度、利用目的、主な利用区間、利用時間帯等）
- 利用者層のニーズ把握（アンケート調査、定点観測等により実施。※アンケート調査については後述(4)の仮説を踏まえ将来的なニーズを探ること）

● 供給：

- 市内の各道路の交通量シェア（幹線道路、一般道路、その他細道等の割合）及び交通分担率
- 公共交通に係る利用者数及び収益とコスト（路線ごとに算出すること）
- 本市の財政負担状況
- バスやタクシー等公共交通の輸送量、ドライバー等運行の担い手の状況（年齢構成、要員数過不足の状況について曜日や時間帯ごとに明らかにする）

(3) 将来推計（令和14年度時点）及び想定される環境変化の整理

上記(2)の各項目について、次期計画の期日である令和14年度時点の推計を行うこと。ただし、下記(4)の仮説に必要な場合は、令和14年度以降の将来推計も行うこと。

- 利用者の負担推計：市民バス等の利用料金（運賃）が変更となった場合などの利用者の行動予測を踏まえて推計すること。
- 環境変化の想定：ライドシェアや自動運転の普及、及び地域公共交通に関する技術の進歩等を見据えた環境変化を反映させること。

(4) 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた最適な公共交通のあり方（仮説）の具体策の提示

上記(3)の将来推計や想定される環境変化を踏まえ、本市における持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するために、最適な公共交通のあり方の仮説（仮説の要件：運行形態、公共交通の利便性、利用者の利得性を踏まえ、持続可能な仮説とすること）を立てること。また、その仮説の実現に向け、以下の具体策を提示すること。なお、仮説を立てる際には、第六次白石市総合計画や第二次白石市都市計画マスタープラン、白石市立地適正化計画等の上位・関連計画と連動した仮説とすること。

- ユースケース：地域住民は具体的にどのように公共交通を利用するのかの提示。
- 最適な交通手法の選定：路線バス、タクシー、ライドシェア、デマンド、自動運転等、どの

ような公共交通を活用するべきかの提示。

- **コスト**：あるべき姿実現のために必要なコストの算定と、本市の財政状況及び地域の交通における事業性を踏まえた持続的な実施案及び KPI の提示。
- **事業性**：事業性を踏まえた持続性の検証及び KPI の提示。

(5) 公共交通に関する実態・ニーズ把握調査の実施

- 立案した仮説について、公共交通利用者や地域住民等へのアンケート調査等を実施すること。
- 上記仮説の諸条件（トレードオフ等）を提示のうえ調査すること。
- 調査の際には、市内各地区での偏りが生じないように実施し、持続可能な公共交通システム及びまちづくりと連携した公共交通システムを検討する視点を踏まえて調査・分析すること。また、調査に係る作業や費用等は、原則、全て受注者の負担とする。ただし、アンケート調査実施時の調査票送付用の宛名ラベル印刷と抽出（市民対象の無作為抽出等）は、発注者が行う。なお、詳細については、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- 受注者は、実際に調査を行う前に調査項目の意図等について発注者に説明し、可能な限り発注者の要望に応えた調査内容とすること。

(6) 協議会等の運営支援

計画策定に関し必要な協議を行う白石市地域公共交通会議の開催に際し、資料の作成、会議への出席・説明、議事要旨等の取りまとめを行うこと。

(7) 業務打合せの開催

受注者は、本業務の進捗状況等について、毎月 1 回、発注者と打合せを行い、打合せ記録を作成する。ただし、進捗状況等について、発注者が打合せの必要がないと判断する場合はこの限りではない。

(8) 報告書作成

本業務の成果を取りまとめた報告書等を作成し、30部（複写可）納品すること。また、データ版（CD-R 等に格納）を1部納品すること。

3 資料の貸与

作業に必要な本市で作成又は保有している各種計画書等の資料を貸与する。受注者は厳重に管理し、完了後は速やかに返却すること。

4 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報や個人情報を他に利用、開示してはならない。

5 瑕疵責任

本業務完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は、関連する項目を再検査し、受注者の負担において不良箇所を修正、補足するものとする。

6 損害賠償等

本業務の実施にあたり第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて受注者の責任において解決するものとし、発注者に発生事由及び処理結果を文書にて報告するものとする。

7 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。